

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ニジェール	アラバ州及びザンデール州小学校教室建設計画の贈与に関する日本国政府とニジェール共和国政府との間の交換公文	アラバ州及びザンデール州小学校教室建設計画を実施するために必要な 1. 小学校の教室及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及び資材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1の施設の運営及び維持・管理に必要な役務の供与	1,018,000千円 H19.3.31まで	H19.2.1 ニアメで (同日)	日本側 西内和彦在ニジェール臨時代理大使 ニジェール側 アイシヤトウ・ミンダウカ統合大臣 協力・アフフリカ統合大臣	H19.2.19 97号
ニジェール	食糧援助に関する日本国政府とニジェール共和国政府との交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	380,000千円 H20.3.18まで	H19.3.19 ニアメで (同日)	日本側 西内和彦在ニジェール臨時代理大使 ニジェール側 アイシヤトウ・ミンダウカ統合大臣 協力・アフフリカ統合大臣	H19.4.2 199号
ニジェール	貧困農民支援に関する日本国政府とニジェール共和国政府との交換公文	貧困農民への支援に力点を果たした食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	300,000千円 H19.3.31まで	H19.3.19 ニアメで (同日)	日本側 西内和彦在ニジェール臨時代理大使 ニジェール側 アイシヤトウ・ミンダウカ統合大臣 協力・アフフリカ統合大臣	H19.4.2 200号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。